

Weekly Accounting Review

2009年7月8日 (No.014)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／I F R S導入のロードマップに対応した民間の推進機関の発足について
- 監査／「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂・公表について
- 税務／類似業種比準価額計算上の業種目分類について

1. I F R S導入のロードマップに対応した民間の推進機関の発足について（7月3日）

企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を6月30日に公表したことを受け、I F R S（国際財務報告基準）の導入に向けて様々な活動が必要になってきております。I F R Sの導入にあたり様々な課題が存在し、当該課題に対処するため、I F R S対応会議が発足されました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/ifrsifrs.html

当該I F R S対応会議及び各委員会の主な活動目的は以下の通りです。

・I F R S対応会議

⇒I F R S導入における課題を整理し、その対応についての方針・戦略を検討

上記結果を踏まえ、各委員会に具体案の検討を要請・関係機関に対応の実施を要請

・I A S B対応検討委員会

⇒会計基準作成への関与についての戦略及び行動について検討

・教育・研修委員会

⇒会計実務者を対象としたI F R Sの教育・研修システムの確立、推進

・翻訳委員会

⇒日本語版I F R S作成のための翻訳体制の確立

・個別財務諸表開示検討委員会

⇒単体の開示の簡略化についての考え方の整理

・広報委員会

⇒各関係機関が連携し、広報活動を推進

ショート・コメント

最短で2015年のI F R Sの強制適用に向けて当該I F R S対応会議は活動を展開していくこととなっております。

2. 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂・公表について（6月30日）

公認会計士・審査委員会は「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を改訂・公表しました。

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20090630.html>

当該事例集は、審査会による検査における指摘事例を具体的に紹介することにより、監査法人・個人事務所の監査の質の維持・向上を図るための自主的な取り組みを促すことを目的としています。なお、当該事例集は2008年度までに実施された検査結果に基づき、作成されております。

2008年度検査の主な指摘事項は以下の通りです。

(1) 業務管理体制

- ・意思決定機関である社員会についての規定が整備されていない
- ・非監査証明業務について、定款に定めがないにもかかわらず、監査法人のウェブサイト上において業務提供ができると記載している
- ・監査法人の代表者が自身の所有するコンサルティング会社が関連会社に該当することを看過し、結果として非監査証明業務を提供している会社に対して同時提供の禁止の規定に反して監査業務を提供していることに気づいていない
- ・アクセス制限やパスワード管理等の情報管理を監査法人として行っていない
- ・品質管理レビューでの指摘事項及びそれに対する改善指示が監査法人全体に周知徹底されていない

(2) 職業倫理及び独立性

- ・独立性の確認対象会社から被監査会社の関係会社が漏れている
- ・社員個人による非監査証明業務について、他の社員全員の承認を受けないまま、監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を行った

(3) 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

- ・定款において、業務執行社員は「総社員の同意により定める」としているが、監査契約の交渉を行った社員が総社員の同意を得ずに業務執行社員に就任した

(4) 監査契約の新規の締結及び更新

- ・監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決などの承認手続きを経ずに監査業務を実施している

(5) 監査業務の実施

- ・帳簿価額と比較して実質価額が著しく低下している非上場株式の減損処理について、被監査会社から土地の含み益を加味すると下落率が50%未満となるため減損処理を行わないとの口頭説明を受け、それを容認しているが、当該証拠を入手しておらず、監査調書に当該説明の記載もない
- ・のれんについて減損の兆候はないとしているが、検討の過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確認できない
- ・売掛金について被監査会社の作成した勘定科目明細を通査し、「全て被監査会社に対する売掛金であり、特に問題となる債権はない」として、確認状を発送していない
- ・連結キャッシュ・フロー計算書について、連結財務諸表及び連結損益計算書との整合性のみ確認し、個々の数値の正確性について検討していない

・連結財務諸表に注記について、当該元資料との整合性のみを確認し、元資料の正確性について検討がなされていない

・監査人が交代したが、新任監査人は被監査会社の期首残高の妥当性に関する監査手続を全く実施していない

(6) 監査調書の作成

・主査が査閲したとする監査調書について、明らかな不備がある監査調書においても押印がされており、なおかつ査閲日の記載がない

(7) 監査業務に係る審査

・英文財務諸表（アニュアルレポート）に対する監査報告書を発行しているが、審査を行っていない

ショート・コメント

当該事例集の公表により、中小監査法人等の監査の質の向上が期待されます。しかしながら、現実問題として人員不足等により、中小監査法人等においては上記のような指摘を受けざるを得ないような状況にあるとも考えられるため、別の方策について検討する必要があると考えられます。

3. 類似業種比準価額計算上の業種目分類について（6月8日）

国税庁は2009年度中に相続、贈与等により取得した取引相場のない株式を類似業種比準方式で評価する場合における業種目分類を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hyoka/090608/01.htm>

これは「日本標準産業分類」の第12回改定が行われ、それに伴い、業種目の見直しが行われたものであります。詳細は「日本標準分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表」をご確認下さい。

なお、類似業種比準方式とは、取引所の相場のない株式の発行会社と事業の内容が類似する業種に属する上場会社の株式の価額の平均値に評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たり利益及び1株当たり純資産価額の比準割合を乗じて評価する方法であります。

ショート・コメント

国税庁では、上記業種目分類に対応した業種目ごとの1株当たりの配当金額、1株当たり利益及び1株当たり純資産価額及び株価について以下に定めています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hyoka/090608/index.htm>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp